



2024年4月30日

各位

会社名 株式会社 日本取引所グループ  
代表者名 取締役兼代表執行役グループ CEO 山道 裕己  
(コード 8697 プライム市場)  
問合せ先 広報・IR部長 高田 雅裕  
(TEL (03)3666-1361)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、2024年6月19日に開催予定の第23回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。

本変更は、自然災害等の大規模災害の発生や感染症の拡大等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときは、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

また、本変更は、先述のとおり大規模災害の発生や感染症の拡大等の不測の事態が発生した場合に備えるものであり、当該事態が発生しない限りバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。

なお、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、2024年3月28日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 株主総会の招集権者及び議長の要件及び決定方法の変更

株主総会を柔軟に運営することができるよう、現行定款第14条に定める株主総会の招集権者及び議長の要件及び決定方法を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集) 第12条 (略) (新設)</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>執行役CEOを兼務する取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>執行役CEOを兼務する取締役を欠くとき又は当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 (略) <u>2 当社は、天災地変の発生又は感染症拡大等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(株主総会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役を欠くとき又は当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>3 <u>株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。</u></p> <p>4 <u>前項の取締役若しくは執行役を欠くとき又は当該取締役若しくは執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この改正規定は、令和6年6月19日から施行する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

2024年6月19日  
2024年6月19日

以 上